

報 会 法 人 町 田 法 人 社 団

社団法人 町 田 法 人 会

東京都町田市原町田 3-4-4
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和59年10月10日

第13号 (通刊41号)

昭和59年
仲 秋 号



鹿児島の美、本土最南端黒潮洗う…佐多岬

題字は早川町田税務署長

目 次

新署長ご挨拶	2
町田税務署幹部職員異動	3
町田税務署幹部ご紹介	4
年末調整事務等についてのお知らせ	4
町田税務署職員配席図	5
事務局だより	6
指導官情報	7
法人会の経営者大型総合保障制度のご案内	11



着任のごあいさつ

町田税務署長 早川 博 治

残暑厳しき折柄、社団法人町田法人会員の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動で大西前署長の後任として東京国税局査察部から参りました早川博治でございます。前署長同様よろしくお願い申し上げます。

町田法人会の皆様には、平素税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

町田法人会では昭和55年8月に社団化されて以来、その組織を7地区22支部に分ち、また専門部会として青年部会、婦人部会及び源泉部会を結成する等組織の強化に努められ、それぞれが的確かつキメの細かい事業活動を展開されてこられた結果、最近では法人会加入率において、80%を越えるという輝かしい成果をあげられたとうかがっており、私どもにとりまして誠に心強く感じているところであります。これもひとえに三橋会長はじめ役員のかたがたの並々ならぬ熱意と会員の皆様方の税務に対する深い御理解の賜と存じ、深く敬意を表する次第であります。特に当署管内は交通の便が悪く、バス利用しかない地区が多いといったことを考えますと、加入勧奨に従事された皆様方の御苦勞のほどがうかがわれるのであります。

ところで、税務を取りまく環境は、依然として厳しいものがある一方、「税制執行の両面で適正かつ公平な税務」という国民の関心が一段と高ま

っております。このほど発表された総理府の世論調査によれば、回答者の33.1%の方が税に関して政府に要望があると答えており、これは物価対策について第2位の高率となっています。また、昨年10月にNHKが放映した特集番組「脱税を追う」は27%もの高視聴率を得たとも聞いております。

私ども税務に携わる者としましては、「適正かつ公平な税務の執行」が念願であり、また皆様方の期待もそこにあるのだと信じています。しかしながら、このことは一朝一夕にして、また税務署だけの努力でできるものではありません。健全な納税者の皆様でつくられている町田法人会のお力が必要なのであります。そして、そのためにはこれまで以上にお互いの協調関係を進展させ、連絡を密にして、より一層町田法人会を魅力あるものに育てて行くことが必要だと考えます。

「租税正義」という言葉があります。私の過去の半分は、その実現という仕事であったわけですが、今後は一人でも多くの「税の良き理解者」である税務署のファンを育てたいと考えています。どうか、皆様方の一層の御理解ある御協力をお願い申し上げる次第であります。

終りに、町田法人会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、事業の御繁栄を祈念して私のあいさつと致します。

この社会 あなたの税が生きている

うろ覚えは危険

Aーおい、おれ、香港行って、宝くじ買ったら五百万当たったよ。新車を買おうぞ。

Bー税金も考えとけよ。

Aーなんにも知らないんだな。宝くじは非課税なんだよ。

Bーおまえこそ知らないんだな。それは、日本の宝くじ。アメリカなんかの外国の宝くじは、課税されるんだよ、もちろん香港もだよ。

Aー知らなかった……。

外国での宝くじの賞金は一時所得となります。うろ覚えは危険です。11月11日から11月17日までは、「税を知る週間」。この機会に税に目を向けてみてはいかがでしょうか。



税を知る週間 11/11～11/17

町田税務署 幹部職員

定期異動発令

町田税務署、幹部の定期異動が去る7月13日付にて発令になりました。

当会の運営に積極的にご支援とご指導を賜りました大西署長には町田税務署を最後にこのたび勇退されました。今後のご活躍とご健斗をお祈り申し上げる次第でございます。後任として、東京国税局査察部より早川博治殿が町田税務署長として着任されました。署長さんのプロフィールは別段に記したとおりです。

なお、円満な人柄で親まれてまいりました塩井副署長さんにはご栄転のうわさもチラホラ耳にしましたが本年度も引続いて副署長としてご留任のうえ皆様の相談相手になっていただけます。

また法人会活動の総べてに惜しみないご指導と

ご協力を頂きました法人第一部門百々統括官には立川税務署へご栄転になり後任として東京国税局調査部より法人税源泉所得税部門第一統括官として高梨鉄男氏をご着任になり、同じく法人部門有田第二統括官には小田原税務署にご栄転になり、後任として藤沢税務署より藤谷国夫氏が着任されました。

ご転出になられました各位の法人会に寄せられましたご厚志に対しまして衷心より感謝申し上げますと共に今後の益々のご健斗をお祈り申し上げます。

なお新しくご着任の各位には前任者に倍してのご支援ご協力とご指導を切にお願い申し上げます。

新署長さんのプロフィール

——関連機関との連携と協調、さらに

住民の皆さんと一人でも多く会う機会を作りたい——

◎東京国税局査察総括二課長からの転任。「隣りの相模原市淵野辺に姉が嫁いでいるので何回か町田の駅頭に降りたことはあるが、駅前の再開発後は初めてで、その発展ぶりに目を見張りました」と町田の印象を語る。着任してまだ日も浅いが「住んでいる人たちも人情味があるというか、人柄の良い人達が多く、働きがいのある町です」とまづは持ちあげる。

◎査察畑が長く、こわ面てを想像するが「仕事は仕事、性格はいたって大らか」と本人自身が言うように、たまにはジョークも飛びだす陽気さ。

署員と一緒にカラオケスナックでは美声(?)を張りあげることもあるそうで、部下の職員たちには兄貴的存在。しかし公私は混同せずで、仕事はバリバリの方。

◎税務の仕事は調査・指導・相談および広報が柱になっているが、88人の署員に「一人一人が広報、相談員になってほしい」と強調、「究極の目的は

適正な自主申告を確保することにある。税務には王道なし、地道な努力の積み重ねが必要で、税を理解してくれるファンを一人でも多く確保していきたい」と抱負。

◎そのためには「関係機関との連携、協調。さらに住民の皆さんと一人でも多く会う機会をつくり、税を理解してもらうよう努力していきたい」と言う。これまでの査察の仕事は気苦労が多く、しかも帰宅はほとんど深夜。長男が小学校に入学し、大学を卒業、就職するまで続き、親子の対話がまったくというくらいなかったそうだが、その長男が親のあとを継ぎ国税局に入り。現在、神田税務署に務めているが「親の苦労を嫌というほど判っていたながらと……」言葉を詰らせる。

◎……モットーは「自分に厳しく」。趣味はゴルフをはじめ幅広いが、最近は庭木いじり（盆栽までいかないと謙そん）。

(この記事は武相新聞より転載)

皆様と直接関係のある 町田税務署幹部職員のご紹介



塩井副署長



剣持総務課長



法人税源泉所得税
第一部門 高梨統括官

新しく
着任され
た



法人税源泉所得税
第二部門 藤谷統括官

新しく
着任され
た



法人税源泉所得税
第一部門 会津指導官

“昭和59年度 年末調整事務等 についての説明会、”

—— 開催についてのお知らせ ——

開催月日	会 場
11月19日（月）	町田市役所二階特別会議室
11月20日（火）	忠生市民センター
11月21日（水）	八千代信用金庫南町田支店
11月22日（木）	横浜銀行 鶴川支店
11月26日（月）	町田市役所二階特別会議室
11月27日（火）	同 上

※ 一応各会場共対象地域が決められておりますが、ご都合により
どこの会場でも受付けますので、奮ってご参加下さい。

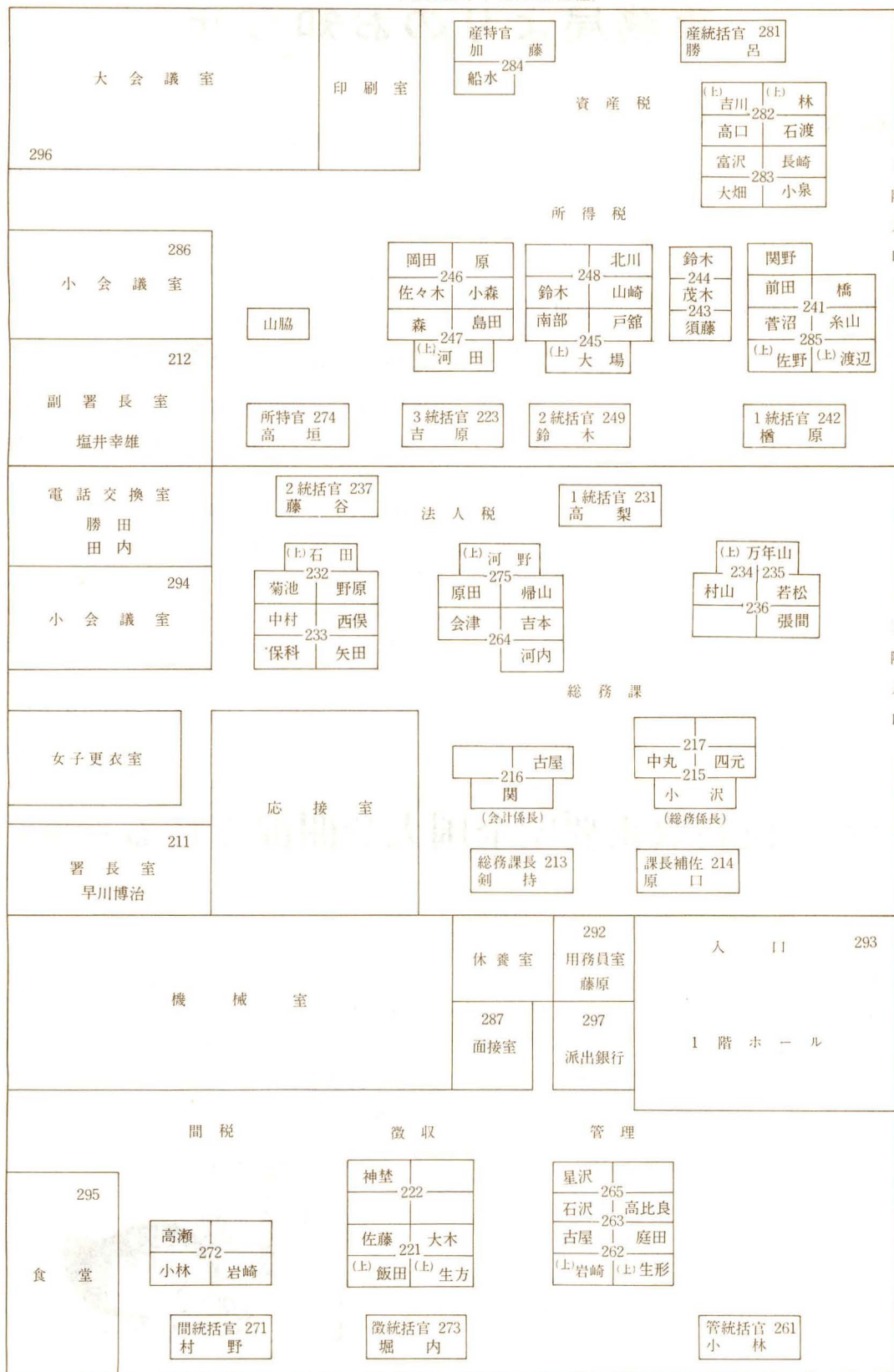
なお、各会場とも 開始 午後1時30分
終了 午後4時00分
受付開始は 開会30分前です。

町田税務署職員配席図

〒194 町田市中町 3-3-6

(昭和59年 7 月20日現在)

電話 0427-28-7211



事務局よりのお知らせ

◎簿記講習会について

※ 59年度初級簿記講習会修了

(社)町田法人会主催による第3回初級簿記講習会は59年5月11日を第1回として簿記講座を実施致しました。処受講申込者40名。

講師の東京税理士会町田支部所属植木税理士の懇切丁寧なしかも判りやすい講義に受講者一同極めて好評裡に7月27日に全課程を修了めでたく修了式を迎えました。

受講者よりのアンケートの結果は、講義について良く判った、職場で充分利用できる等、当会の初期の目的が充分達成されましたので今後も講義内容等検討更に受講者の希望に添えるよう努力致したいと考えて居りますので初心者に限らず振ってご参加のうえ受講され、企業経営に役立てられるようおすすめ致します。

※ 中級簿記講座開講について

別添59年度中級簿記講習会開講のお知らせの要領により開講致しますのでぜひお申し込み下さい。

さい。

今回の中級簿記講座は実務担当者としてこれだけはぜひ修得しておいて貰いたい講習内容を取り揃えてこれを重点に講義して頂く予定ですので皆さんのご都合に合わせ、講座日数も若干短縮して実施致しますので振ってご参加下さるようおすすめ致します。

◎他法人会よりの視察並びに照会

※ 視察、沖縄県北那覇法人会より当会の運営状況……地区支部及び班の活動状況、会員増強運動の方法、会員数の維持等について、その他本部役員の法人会運営に対しての心構え等について非常に熱心に視察して帰られました。

※ 山形県酒田法人会・島根県法人会連合会より、社団化達成に伴い、組織の活性化対策のための検討資料に資するため、当会の運営上の諸規則、組織の概要とその活動状況、各種部会の諸規約と活動状況等についての資料送付の要請あり。

—— 税制改正要望全国大会開催される ——

例年行われる「税制改正要望全国大会」が本年も、昭和59年9月13日(木)午後1時より九段下の九段会館に於いて開催されました。

参加団体は全国法人会総連合の傘下、北は北海道より南は沖縄まで90万余の法人会員を代表して1千数百名参集し、当会よりは、鈴木副会長ほか税制委員を中心に8名参加盛大にしかも厳粛裡に挙行されました。

要望事項の概要

(行革関係)

今年こそ行革を断行せよ

(法人税関係)

◎中小法人税法を制定せよ ◎法人税法をすみやかに旧税率にもどせ ◎大幅な投資減税を行

え

(地方税関係)

◎固定資産税の増税をするな

(相続税関係)

◎相続税制の抜本的改正を行え

(不公平是正関係)

◎租税負担の不公平を是正せよ



営業収益の修正等

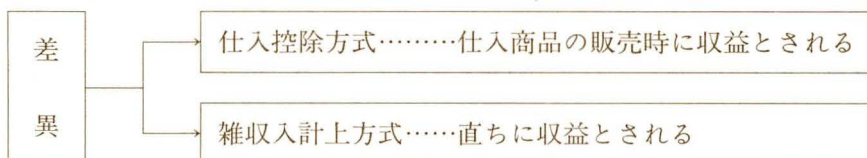
営業収益を計上した後、この営業収益に影響を与える「売上割戻し」、「売上割引」及び「売上値引」をした場合や、「返品」があった場合の税務上の取扱いについては次のようになります。

1 売上割戻し

売上割戻しは、一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対し売上代金を返戻することをいいますが、相手方との契約内容によって修正（損金計上や売上高から控除）する時期が異なります。

契約内容等		取扱い	相手方の取扱い
① 算定基準が販売価額（又は数量）によっており、かつ、その基準が相手方に明示されている場合 (基通2-4-1(1))	原則	販売日の属する事業年度の損金	仕入割戻しは仕入日の属する事業年度で修正（益金計上か総仕入高から控除 [㊟] ）する (基通2-4-4(1))
	特例	継続適用を条件に、割戻し額の通知日又は支払日の属する事業年度の損金	
② 上記①以外の場合 (基通2-4-1(2))	原則	売上割戻し額の通知日又は現実の支払日の属する事業年度の損金	仕入割戻し額の通知を受けた日の属する事業年度で修正する (基通2-4-4(2))
	特例	売上割戻しの算定基準が内部決定されている場合に、その基準により計算した額を期末に未払金計上し、申告期限までに相手方に通知したときは継続適用を条件にその未払金の計上が認められる	
③ 上記①又は②に該当する場合であっても、特約店契約の解約等特別な事実が生じるときまで又は5年を超える一定期間保証金等として預かる場合 (基通2-4-2)	原則	現実の支払日の属する事業年度の損金	原則 仕入割戻しは現実に支払（買掛金等への充当を含む）を受けた日又は実質的に利益を享受したと認められる日の属する事業年度で修正する (基通2-4-5)
	特例	現実の支払がなくても、保証金等に対する利息を支払う等、実質的に相手方が利益を享受している（基通2-4-3）と認められるときは、その利益を享受させることとした日の属する事業年度で修正する	特例 仕入又は通知を受けた事業年度で修正してもよい（基通2-4-5ただし書）

- ⑨ 仕入割戻しとして計上すべき時期に計上しなかった場合には、総仕入高から控除しないで雑益に計上されます（基通2-4-6）。



誤りの多い事例

- ☆ 売上割戻し基準で計算していても、その資金で得意先を旅行等に招待したり、事業用資産及び少額物品（おおむね3,000円以下）以外の物品を交付している場合には、交際費等に当たるのに売上割戻しとした。

2 売上割引、売上値引、返品

売上割引は、代金支払期日前の支払に対する売掛金の一部免除等であり、売上値引は、商品等の量目不足、品質不良、破損等の理由により代価から控除されるものであって、いずれも反品と同様、商品等の販売時期に関係なく、これらが行われた事業年度で処理されます。

経 理 方 法		相手方の経理方法	
売上割引	① 営業外費用に計上する ② 売上割引を行った事業年度の売上高から控除する	仕入割引	① 営業外収益に計上する ② 仕入割引を受けた事業年度の仕入高から控除する
売上値引	① 営業外費用に計上する ② 売上値引を行った事業年度の売上高から控除する	仕入値引	① 営業外収益に計上する ② 仕入値引を受けた事業年度の仕入高から控除する
売上返品	① 相手方から返品のお知らせを受けた事業年度の売上高から控除する ② 返品を現実に受取った事業年度の売上高から控除する	仕入返品	① 返品のお知らせをした事業年度の仕入高から控除する ② 実際に商品を送り返した事業年度の仕入高から控除する

- ⑩ 1 上記①、②の方法のいずれによるかは、法人の選択するところによります。
2 当初の販売商品等について損傷などがあったことにより、他の商品等と取り替えた場合は、特に販売損益を修正する必要はありません。

誤りの多い事例

- ☆ 販売商品について返品のお知らせがあり売上高から控除した場合には、期末までに未着であっても棚卸商品に含めなければならないのに、棚卸商品に含めなかった。

（大蔵財務協会「図解法人税」より転載）

売上げは引渡し時点で認識を

一定期間支払わない売上割戻しは支払時の損金

調査官はここを否認した。

《ケース1》 A社は、物品販売業を営む9月決算の法人である。同社の売上請求は、各月末日の締め切りを原則としている。しかし、得意先X社については、相手先の都合により、9月分の請求を25日に締め切ったが、当期の決算においても、得意先X社の売上げについて、そのまま9月25日締め切りで計上していた。

ところが、税務調査において、得意先X社に対する9月26日から9月末日までの売上げ300万円が、当期に計上がないとして利益に加算された。

《ケース2》 B社は、鋼材販売業を営む法人である。同社は仕入先Y社からの仕入れ商品はそのままY社の倉庫に預託し、納品書のみを受け取って仕入れに計上していた。

そこで、B社は得意先から商品の注文を受けた場合には、Y社に指示して得意先へ直送させ、その直送実績の連絡は、直送時ごとでは繁雑なため、2ヵ月分を取りまとめ、その翌月初めにB社に連絡することとし、B社ではその連絡に基づき売上げに計上していた。ところが税務調査において、当期の決算月に直送した分500万円は、当期に計上がないとして利益に加算された。

《ケース3》 C社は、建築請負を営む6月決算の法人である。同社は施主甲からビルの建築工事を1億円で請け負い、58年6月中に工事を完了し、ビル全体のカギを施主に交付した。しかし、同社は58年6月期の決算においては、ビル建築に際しての足場、丸太などの撤去が一部終わっていなかったため、その工事原価9,000万円を未成工事支出金として計上するにとどめ、請負収入は計上しなかった。

ところが税務調査において、請負収入計上漏れ1億円、工事原価認容9,000万円とされた。

《ケース4》 D社は、物品卸売業を営む5月決算の法人である。58年5月期は、売り上げが思ったより伸びたので、貢献のあった特約店に対して総額600万円の売上割戻しを行う契約をした。一方、新たに売掛債権の保全を図るため、特約店から保証金を預かることとし、売上割戻しをもってこれに充てることとした。

なお、この保証金の預り期間は、特約店契約の解除の時までとし、この間は無利息とした。

この売上割戻しについて、当期の未払金として損金に計上するとともに直ちに特約店に通知した。

ところが、税務調査により売上割戻しの損金計上は否認された。

なぜ否認されたか

ケース1、2は決算月の売上げが翌期に計上されていたケースです。事業年度の中途の月において

は、納品の月と月次決算に計上の月とが違っても問題はありますが、ケース1および2のように決算月においては、売上請求の締切後の納品や、直送売上げなどが経理部門への連絡が不十分のためなどにより、決算に計上漏れとなる例が多くみられます。

ケース1のA社の場合、X社の売上請求の締切日がたまたま9月だけで、その締切に相当の理由がないと判断されたものでしょうし、また、ケース2は、2ヵ月もためて売上げに計上しており、課税上弊害があるものと判断されたものでしょう。

ケース3は請負収入の収益計上時期の問題です。収益の計上時期は、その販売形態などに応じ次のようになっています。

- (1) 商品、製品などの販売 出荷の日または検収の日等その引渡しの日
- (2) 請負いの収入 建築請負工事のように、物の引き渡しを要するものは、目的物を引き渡した日、ビル管理のように物の引渡しを要しないものは役務の提供を完了した日（基通2-1-5）。
- (3) 固定資産の売却 目的物を引き渡した日

従って、ケース3の場合は、前述の(2)でいう「目的物を引き渡した日」が請負収入の計上の日となりますが、C社がビル全体のカギを施主甲に交付したということは、ビルの所有権を引き継いだものであり、仮りに足場などの撤去が未了であっても、カギの交付日をもって引渡しの日と解されます。

ケース4は売上割戻しの損金計上が否認されたケースです。販売会社が特約店と取引する場合には、特約店に支払うべき売上割戻しを保証金に振り替えるケースが見受けられます。

この事例は、売上割戻しを特約店契約の解除まで保証金として預かっているものであり、また、無利息であることから、D社では売上割戻しを、実質的には支払っていないと同様の状態にあり、また反面、特約店側においても、実質的にその支払いを受けていないと同様の状態にあるということができます。

従って、損金として認められなかったものと考えられます。

ア ド バ イ ス

- ① 決算月の売上請求の締切日から期末までの売上げを計上しているか。
- ② 未成工事のなかに、完成し、引渡し済みのものが含まれていないか。
- ③ 仕入先から得意先への直送売上げについては、伝票類と資金の流れから売上高と仕入高が見合っているかどうか、また仕入先の預け商品が棚卸資産に計上されているかどうか併せて検討する必要がある。
- ④ 翌期の納品書などを日付順に整理し、当期の売上げに計上漏れがないかを確認する必要がある。

（大蔵財務協会「否認項目集」より転載）

社長さん！ なぜ比べてみないのですか

日夜、企業経営に勤しむ社長さん。人事、労務管理に、資金管理に、経営者として粉骨砕身様々なデータに基づき、決断を下していらっしゃいます。責任は重大ですね。

一台の機械の取得にも、数機種について、その能力、効率性、経済性等々、子細に検討を加えられています。当然ですね。

でも、ちょっと待って下さい。重責を負った、かえがえのない社長さんの「もしも」に備える保障制度については、なぜ、比べてみないのですか。

あるアンケートによると、保険加入者の七割近くが、知人、親戚に勧められて、とあります。個人保険ならいざ知らず、企業保険がこれでもいいのですか。

法人会員が自分たちのために開発した保障制度が『法人会経営者大型総合保障制度』です。表のように、法人会の制度は極めてすぐれた保障内容を持ち、八五歳まで保障されます。

なぜ、比べてみないのですか。※詳しくは、町田法人会

(☎二六―二四五三)へ。

法人会の経営者大型総合保障制度と他類似VIP大型総合保障制度との比較

				法人会経営者 大型保障制度	日本生命	住友生命	朝日生命
① 災 害 死 亡 保 障				1 億円	1 億円	1 億円	1 億円
② 病 気 死 亡 保 障				5,000 万	5,000 万	5,000 万	5,000 万
不慮の 事故による	③ 休業 保障	入院 による 休業	4 日以内の入院 【日額】	10,000円	0	0	0
			5 日以上120 日までの入院 【日額】 (入院の日に遡って)	20,000円	5,000円	3,000円	5,000円
			121 日以上の入院 【日額】 (730 日限度)	10,000円	0	0	0
		入院によらない休業 (730 日限度) (医師の治療を要する自宅療養を含む)		10,000円	0	0	0
	④ 通 院 保 障 (180 日以内90 日限度)			5,000円	0	0	0
	⑤ 医 療 保 障			100 万円まで	0	0	0
	⑥ 障 害 保 障 【程度により】			150 万～5,000 万	50 万～350 万	50 万～350 万	50 万～350 万
⑦ 手 術 保 障 【種類により】			20 万～50 万	5 万～20 万	3 万～12 万	5 万～20 万	
病気による	⑧ 成人病保障	20 日以上120 日までの入院 【日額】	20,000円	10,000円	5,000円	10,000円	
		121 日以上180 日までの入院 【日額】	20,000円	0	0	0	
		270 日 以 上 の 入 院	180 万	0	20 万	0	
		270 日以上入院後に退院したとき	60 万	0	0	0	
	⑨入院保障 (成人病 以外)	20 日以上120 日までの入院 【日額】	10,000円	5,000円	3,000円	5,000円	
		121 日以上180 日までの入院 【日額】	10,000円	0	0	0	
		270 日 以 上 の 入 院	90 万	0	0	0	
		270 日以上入院後に退院したとき	30 万	0	0	0	
⑩ 手 術 保 障 【種類により】 * () 内は成人病の場合			20 万～50 万	5 万～20 万 (10～40 万)	3 万～12 万 (5 ～20 万)	5 万～20 万	
保 險 料 (月額・男性)		30 歳	29,123円	20,105円	19,466円	20,040円	
		40 歳	38,303円	28,545円	27,702円	28,480円	
		50 歳	59,593円	48,295円	47,097円	48,220円	
取 扱 範 囲		契 約 年 齢	15～75歳	20～60歳	15～65歳	20～65歳	
		最 終 保 障 年 齢	85歳以下	70歳以下	75歳以下	75歳以下	
		更 新 可 能 年 齢	80歳以下	60歳以下	60歳以下	69歳以下	
		通 算 保 障 期 間	30年間	20年間	20年間	20年間	

従業員の退職金制度の充実に…………

東法連特定退職金共済制度

従業員の福利厚生をはかって勤労意欲をたかめ
人材を確保して事業の安定成長をはかることを目的とした制度です。

この制度のすぐれた特色

- ★掛金は1人月額16,000円まで全額損金(必要経費)で経理できます。
- ★将来支払うべき多額の退職金を月々わずかの掛金で計画的に準備できます。
- ★従業員の定着とその安定を計り、企業の発展に役立ちます。
- ★掛金は1口1,000円から最高16口16,000円まで。

57年4月1日より「特定退職金共済制度」において、過去勤務期間通算の取扱いができるようになりました。

採用のメリット

1. 被共済者の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます。
2. この取扱いによる掛金(過去勤務掛金)は全額が損金または必要経費に計上できます。



お問い合わせは……

(財)東法連特定退職金共済会

〒160 東京都新宿区坂町13-4・全法連会館内
電話(03)281-0978

取扱会社

大同生命保険相互会社

三多摩支社町田営業所
〒194 町田市森野1-19-14
電話(0426)22-5756

地区別 研修会開催についてお知らせ

(社)町田法人会にては今回、会員のご出席の便宜のため各地区にての研修会を、下記日程により開催致しますので、お繰合せのうえぜひご出席下さい。地区毎に改めてご案内は差しあげます。

テーマ あなたの会社の損益分岐点
躍進する企業・明日の経営

講師 町田税務署法人部門担当官
税理士会町田支部、税理士

地区名	月 日	時 間	会 場
南 地 区	10月15日(月)	14:00～16:30	(株)ケーユー商事会議室 町田市鶴間1201 066111
鶴川地区	10月20日(土)	14:00～16:30	横浜銀行鶴川支店 小田急線鶴川駅前 041121
町田南地区	10月30日(火)	14:00～16:30	町田市商工会第1会議室 町田市原町田3-3-22 025957

地区名	月 日	時 間	会 場
町田中央地区	11月 5 日(月)	14:00～16:30	第一生命ビル
町田北地区			町田市森野2-30 0263717
忠生地区	11月 5 日(月)	18:00～21:00	忠生市民センター(ホール) 町田市忠生3-14 0112802
堺 地 区	11月14日(火)	14:00～16:30	堺市民センター 町田市相原町795 040003